

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)に基づく周南市特定事業主行動計画【概要】

◇計画の目的

女性職員が個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍するための支援を目的として本行動計画を策定。

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第15条の規定)

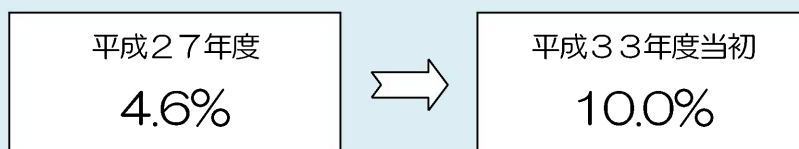
◇計画の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間
(平成28年度から平成37年度の時限である女性活躍推進法の前半部分。)

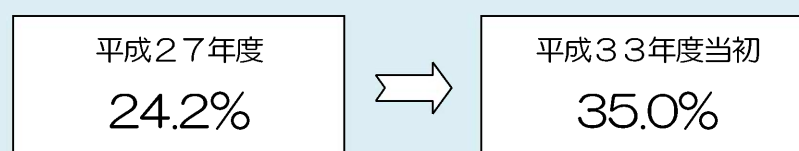
◇達成しようとする目標

女性職員の係長相当職以上への積極的な登用に努めます

①課長級の職員に占める女性の割合を増やします



②係長級の職員に占める女性の割合を増やします



消防本部における女性消防吏員の割合の増加を目指します

①採用試験の女性受験者数を毎年度2人以上にします。

②消防吏員に占める女性消防吏員比率を増やします。

